

議会情報

平成15年6月議会(第2回定例会) 日程

月 日	会 議 等	開議時刻
6 月 9日(月)	* 本会議第1日 (提案説明等)(請願・陳情午後5時締め切り)	午後1時
6月18日(水)	* 本会議第2日 (一般質問)	午後1時
6月19日(木)	* 本会議第3日 (一般質問)	午後1時
6月20日(金)	* 本会議第4日 (一般質問) (請願・陳情上程)(委員会付託)	午後1時
6月23日(月)	総務企画常任委員会 (第1委員会室)	午後1時
6月23日(月)	環境経済常任委員会 (第2委員会室)	午後1時
6月24日(火)	教育福祉常任委員会 (第1委員会室)	午後1時
6月24日(火)	都市建設常任委員会 (第2委員会室)	午後1時
6月25日(水)	議会運営委員会 (第1委員会室)	午後1時
6月25日(水)	* 本会議第5日 (委員長報告、討論・採決等)	午後2時

* は本会議です。また、議会日程、時間は変更になる場合もありますので、傍聴の際には、あらかじめ議会事務局まで、お問合わせ下さい。(電話7182-4015)

* 本会議の傍聴は先着50名、委員会の傍聴は先着10名(委員長の許可が必要)

Back

市政オンブズマン及び通報者の保護等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市政オンブズマン等（第2条―第11条）

第3章 苦情の処理等（第12条―第20条）

第4章 通報者の保護等（第21条―第25条）

第5章 市長及び議会に対する報告等（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条―第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の市政に関する苦情の解決を促進するとともに、市の機関の中立公正な業務の執行を確保するため、市政オンブズマン及び通報者の保護等について必要な事項を定め、もって市民の市政に対する信頼の確保を図るとともに、市政の民主的な運営に寄与することを目的とする。

第2章 市政オンブズマン等

（市政オンブズマン）

第2条 市長の附属機関として市政オンブズマンを置く。

2 市政オンブズマンは、市民の市政に関する苦情を中立公正な立場で簡易迅速かつ誠実に処理するものとする。

3 市政オンブズマンは、前項の苦情の処理のため又は市政の改善を図るため必要があると認めるときは、調査を行い、関係機関の長に対し、必要な措置について意見の申出又は勧告をすることができる。

（職権の行使）

第3条 市政オンブズマンは、独立してその職権を行う。

（定数等）

第4条 市政オンブズマンの定数は、2人とする。

2 市政オンブズマンは、非常勤とする。

（委嘱）

第5条 市政オンブズマンは、人格が高潔で、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。

2 市政オンブズマンの任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、議会の閉会又は解散のために議会の同意を得ることができない

ときは、市長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、市政オンブズマンを委嘱することができる。

- 3 前項の場合においては、委嘱後に開会される最初の議会において事後の承認を得なければならない。この場合において、議会の承認を得られないときは、市長は、直ちに、その市政オンブズマンを解嘱しなければならない。

(任期)

第6条 市政オンブズマンの任期は、3年とする。ただし、補欠の市政オンブズマンの任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市政オンブズマンは、再任されることができる。

- 3 市政オンブズマンの任期が満了したときは、その市政オンブズマンは、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第7条 市政オンブズマンは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

- (1) 破産の宣告を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 市長により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他市政オンブズマンたるに適しない非行があると認められたとき。

(解嘱)

第8条 市長は、市政オンブズマンが前条各号のいずれかに該当するときは、その市政オンブズマンを解嘱しなければならない。

(服務)

第9条 市政オンブズマンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 市政オンブズマンは、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 市政オンブズマンは、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その職務を行うことができない。

(報酬)

第10条 市政オンブズマンの報酬は、別の条例で定める。

(市政オンブズマン室)

第11条 市政オンブズマンの事務を処理させるため、市政オンブズマン室を置く。

2 市政オンブズマン室に、室長のほか、市政オンブズマンの事務に関し専門的知識を有する職員その他の所要の職員を置く。

第3章 苦情の処理等

(苦情の解決の申立て)

第12条 何人も、市政オンブズマンに対し、市政に関する苦情（自己に利害関係のあるものに限る。）についてその解決を申し立てることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、その解決を申し立てることができない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係又は判決、裁決等を求め、現に争っている権利関係に関する苦情
 - (2) 議会又は議員に関する苦情
 - (3) 市政オンブズマンに関する苦情
 - (4) 市の職員の自己の勤務条件に関する苦情
- (申立ての手續)

第13条 前条の規定による苦情の解決の申立て（以下「申立て」という。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- (1) 申立てをする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 申立ての趣旨及び理由並びに申立ての原因となった事実の発生した年月日
 - (3) その他規則で定める事項
- (代理人による申立て)

第14条 申立ては、代理人によってすることができる。

2 代理人は、各自、申立てをする者のために、その申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(苦情調査)

第15条 市政オンブズマンは、申立てがあつたときは、次の各号に掲げるときを除き、申立てに係る苦情の調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。

- (1) 申立てに係る苦情が第12条各号に掲げる苦情に該当すると認められるとき。

(2) 申立てに係る事実が虚偽であるとき、その他正当な理由がないと認められるとき。

2 市政オンブズマンは、前項各号のいずれかに該当して苦情調査を行わないときは、申立人に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。前項各号のいずれかに該当して苦情調査を中止したときも、同様とする。

(調査方法)

第16条 市政オンブズマンは、関係機関の長に対し説明若しくは資料の提出を求め、検証をし、又は鑑定の委託をすることができる。

2 市政オンブズマンは、必要に応じ、職員を派遣して実地の調査をすることができる。

3 市政オンブズマンは、苦情調査を行うに当たっては秘密を保ち、申立人の名誉を害しないよう注意しなければならない。

(関係機関の協力等)

第17条 関係機関の長は、市政オンブズマンの職務の執行に関し、できる限り協力しなければならない。

2 関係機関の長は、苦情調査を受けるに当たっては秘密を保ち、申立人の名誉を害しないよう注意しなければならない。

3 関係機関の長は、第2条第3項の規定による意見の申出又は勧告を十分に尊重しなければならない。

(出資団体等の協力)

第18条 市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている団体であって規則で定めるものは、市政オンブズマンの職務の執行に関し、協力するよう努めるものとする。

(報告の求め)

第19条 市政オンブズマンは、第2条第3項の規定による意見の申出又は勧告をしたときは、関係機関の長に対し、その意見の申出又は勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(申立人への報告)

第20条 市政オンブズマンは、申立てに係る苦情の処理が終了したときは、速やかに、その経過及び結果を申立人に報告しなければならない。

第4章 通報者の保護等

(市政オンブズマンへの通報)

第21条 何人も、市の機関の業務の執行に関し次の各号のいずれか

に該当する事実があると考えるときは、市政オンブズマンに通報することができる。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがある事実
- (2) 市の職員の懲戒事由に該当することが明らかな事実（前号に該当するものを除く。）
- (3) 人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれがある事実（前各号に該当するものを除く。）
- (4) 会計経理に関し明らかに不当であると認められる事項がある事実

2 市の職員は、市の機関の業務の執行に関し前項各号のいずれかに該当する事実があると考えるときは、市政オンブズマンに通報しなければならない。

3 市の職員の守秘義務その他の職務上の義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（通報者の保護）

第22条 市政オンブズマンは、前条の規定による通報をした者（以下「通報者」という。）の氏名の秘匿、資料の提供その他の措置で通報者を保護するために必要なものを講じなければならない。

（搜索の禁止）

第23条 市の機関は、通報者について搜索してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第24条 市は、何人に対しても、第21条の規定による通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（事実の調査等）

第25条 市政オンブズマンは、第21条の規定による通報を受けたときは、その通報に係る事実について調査を行うものとする。

2 市政オンブズマンは、市の機関の業務の執行に関し第21条第1項各号のいずれかに該当する事実があると考えるときは、その事実について調査を行うものとする。

3 第16条第1項及び第2項、第17条第1項及び第3項、第18条並びに第19条の規定は、前各項の規定による調査に関する市政オンブズマンの職務の執行について準用する。

第5章 市長及び議会に対する報告等

（市長に対する報告等）

第26条 市政オンブズマンは、市長に対し、毎年、その職務の執行の状況を報告しなければならない。

2 市政オンブズマンは、前項の報告の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(議会に対する報告等)

第27条 市政オンブズマンは、議会に対し、毎年、その職務の執行の状況を報告しなければならない。

2 市政オンブズマンは、前項の報告について、議会に対し説明をするよう努めなければならない。

3 市政オンブズマンは、第1項の報告について議会又は各委員会から説明のため出席することを求められたときは、議会又はその委員会に出席しなければならない。

4 市政オンブズマンは、議会に対し、市政の改善のために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第6章 雑則

(市長及び市政オンブズマンの措置)

第28条 市長及び市政オンブズマンは、市民がより利用しやすい苦情の処理の制度及びより充実した通報者の保護の制度を実現するため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第29条 この条例の実施のための手続その他の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第30条 第9条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される市政オンブズマンの選任のための手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の市政オンブズマンの委嘱)

3 この条例の施行後最初に委嘱される市政オンブズマンの委嘱につ

いて、議会の閉会又は解散のために議会の同意を得ることができないときは、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号に次のように加える。

市政オンブズマン	日額	27,000円
----------	----	---------

別表第1第4号の表中保健福祉サービス調整委員の項を削る。

（我孫子市保健福祉サービス調整委員設置条例の廃止）

- 5 我孫子市保健福祉サービス調整委員設置条例（平成13年条例第16号）は、廃止する。

念 書

勝部裕史は、荒井達夫に対し、市政オンブズマン及び通報者の保護等に関する条例案の取扱いに関し、以下のとおり、約束する。

1. 平成15年秋の選挙以後においては、荒井の同意がなければ、条例案の議会提出をしないこと。
2. 条例案の構想、執筆は勝部であるとの主張をしないこと。
3. 条例案に関し、新聞、雑誌等への寄稿等をしないこと。
4. 条例案のいかなる取扱いについても、荒井の同意を要すること。

平成15年8月30日

勝部裕史 

とびら だより

2003年9月議会号

連絡先：とびら事務局

〒270-1143

千葉県我孫子市天王台3-3-5

Tel/Fax 04-7169-6044



特集記事!

議会報告：我孫子初の議員立法!

シリーズ『2期8年』：総括

とびらホームページでもご覧いただけます。

折込や、駅前での配布をしていますが、ホームページにも掲載しております。

お問合せ：tobira@joom.home.ne.jp

*「とびら」「かつべ」で検索すれば、必ず見つかります。



条例案作成から議員提案実現までの軌跡

根本にあるのは、「議員（議会）の仕事って何だろう」という自問でした。議会活性化のひとつの方法として、1期目の後半から、オンブズマン制度の導入を目指していました。

オンブズマン制度が議会の機能を補完することで、より議会の充実が図れると考えたからです。

当初は、議会の一般質問などで、その導入を提言していたのですが、なかなか、実現する気配がありません。

そこで、「単に、提言するだけでは誰でもできる。議員として、自ら条例を作らなければ」という今考えるとなんとも無謀な結論に達したのです。

引き続き議会での提言をする一方で、市民を巻き込んでの勉強会を開催しましたが、一般的なことは理解できても、条例作成という技術的な段階になると、私自身の能力では、限界がありました。

今回、オンブズマンおよび、通報者保護の条例作成に至ったのは、ある幸運に恵まれたからと言えます。

条例作成作業の段階で、法律の専門家の方から全面的にバックアップしていただけたことです。条文の作成というの

我孫子市議会初の議員立法!

2003年6月市議会において、発議案1号「我孫子市市政オンブズマン及び通報者の保護等に関する条例」を我孫子市初（全国的にも珍しいことで）の議員提案により上程しました。

全てが、順風満帆とはいきませんが、議員提案ができたことだけでも大きな意義はあるといえます。（詳しくは、裏面もごらん下さい）

シリーズ『2期目』：総括

2期8年間でかつべひろふみは何をやってきたのだろうか。また、何ができなかったのだろうか。

シリーズで、この8年間の詳しく振り返ってみたいと思います。（裏面をご覧ください）

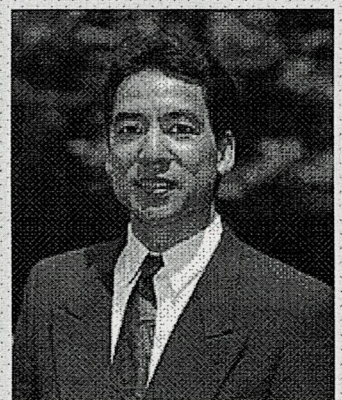
は、ちょっとやさっと勉強しただけではできない、専門的な作業であり、膨大な時間を費やしましたが、オリジナル性のある条文が完成しました。

第2の難関は、仲間集めでした。提案者を含め議員の12分の1（我孫子市議会では3名）が署名して初めて、提出できるのです。

とかく、売名行為と捉えられてしまうのが実情で、「生意気な議員」として、定着してしまった私にとっては、結構大変な作業でした。

結果的に、坂巻、早川、岡田、栗原（署名順）4名の議員から賛成署名を頂き、議員提案が実現しました。改めて、様々な困難の中、ご賛同頂いた事に心より感謝いたします。

Profile



かつべ ひろふみ
1967.3.19生（36歳）

我孫子版「テレビアの泉」?

市政とは、関係ありませんが、第7回を迎えた「手賀沼ジャズフェスティバル」の第1回目は、なんと手賀沼公園で開催されました。

留学中モンレージャズに影響を受けた私が仕掛け人として、開催にこぎつけ、第2回から、相に会場を移し、現在に至ったものです。

ここまで大きくなったのは、第3回から、引き継いだいただいた方々の努力の賜物です。

来年は、パワフルな相会場と大人の雰囲気ジャズを満喫する我孫子会場の2箇所で行うとの声も出ています。興味のある方、ぜひ、お問い合わせください。まだ、何も具体的には、決まっていますが……。

「2へえ」くらいかな。

大学卒業後、外務省国際機関第1課臨時職員を経て、米国会学院（国際政策学修士）留学。

帰国後（1995年）、我孫子市議会議員に初当選（28歳）。1999年2期目当選。環境経済常任委員長を務める。

2002年7月「NPO「地域政策研究所」設立に参画、理事就任

2002年12月 東洋エデュコム（株）取締役、明治国際アカデミー学長就任。過去に教育雑誌「高校教育展望（小学館）」に自筆「教育改革論」掲載。

根戸小、久寺家中、専大松戸高
明治大学法学部卒
米国会学院（MIS）国際政策学修士（PS）終了

2003年9月議会号

とびら だより

特集：議員立法と2期目総括

我孫子市初の議員立法 惜しくも否決！

9月16日の総務企画常任委員会において、残念ながら否決となり、最終日にも、10対17で否決となりました。

6月からの審議の中で、いくつか表現上の解釈や、憲法など他の法律との整合性といった疑問点が指摘されたものの具体的な代替案などが出されず、提案者として、修正なしで9月議会に臨みました。

一部、6月の疑問点などを受けて、修正をしても良かったのではという意見もありました。

条例案に法的不備がなくとも、賛成してもらえることが前提であれば、話し合いの余地もあります。しかし、言われるとおり修正しても反対しようという動きが明らかであり、提案者として、安易に修正案が出せなかったというのが実情です。もちろん、9月議会で、建設的な代替案が出されれば、修正に応じる用意はありました。

しかしながら、今任期中に条例案を成立に持って行けなかった理由の一つに、自分自身の力不足も挙げられます。専門知識のあるなしとは違う、政治家としての動き方も大事な要素ということです。

自分だけが一生懸命やっているつもりでも、他の議員にそれが伝わらなければ、議会という特殊な世界ではうまく行きません。

個人的には疑問もありますが、先輩議員に対する挨拶回りをこまめにしないといけなと議会で指摘する人もいたくらいです。

次号にも、議員立法について特集をしていきます。お楽しみに。また、採決結果など詳細は、ぜひ、とびらHPをご覧ください。

2期8年間の歩み

ほぼ毎回の議会で質問に立ち、商業活性化、財政問題、行政改革、国際化、教育問題、情報化推進、議会と執行部の関係など様々な提言をしてきました。

議会、執行部のご努力により、実現していただいた主なものを下記に列記しておきます。また、今後の課題として、いまだ実現されないこともまだまだあります。引き続き提言をしていきたいと思っています。

詳細は、我孫子市HP内議会議事録「勝部裕史」で検索してもご覧いただけます。

議員に対する「先生」の呼称廃止

傍聴者に対する資料提供など傍聴者への対応

ホームページ開設、市内LAN、学校でのPC教育推進。

我孫子市国際交流教会(AIAR)支援政策、国際化推進事業

市職員採用時の国籍条項の撤廃

市内在住外国人をALTとして採用、一校に1人ずつのALT配置

国道356号沿いの歩道整備

コミュニティビジネスの推進、学生インターナシップ制度導入

住民票閲覧請求者の公開



2003年9月議会一般質問

2期8年間は、議会の活性化と議員立法への挑戦ともいえるものでした。

2期目前半2年間は、環境経済常任委員長として、委員会運営の活性化を試みました。

今では、当たり前になった委員会報告の内容について、採決結果だけでなく、どのような審議がされたのかの報告をいち早く取り入れました。

また、オープン委員会として、協議会を委員以外の議員全てに参加依頼をいたしました。

議会での質問においても、議会と執行部の関係、議会の役割、市民参加と議会制民主主義などにこだわって来ました。

実際、今回の条例提案以前から、議会への陳情、請願を受けて、議員立法に挑戦していました。ミニ開発による住環境悪化を防ぐための「開発条例」、住民と事業者との紛争を解決しやすくするための「紛争防止条例」の見直し、「常設型住民投票条例」など議会における立法作業を提唱してきました。

しかし、我孫子市議会においては、議員立法の必要性を理解してもらうこと自体が困難で、事実上、立法府として機能していない状況です。

かつべの仕事は 終わらない

自治体の活性化が叫ばれている中で唯一取り残されているのが、議会です。地方分権、合併などは自治体の実力を上げることが大前提です。

採決結果の公表、議員の研修制度、法制スタッフの強化、常任委員会を最低隔週で夕方開催、議員定数削減、議会の情報化推進など、議会改革を目指す私の仕事はまだ山積みです。

とびらだよりの記事に対する補足

議員立法によりオンブズマン条例をつくる活動をしていた仲間から、『勝部が条例文を作ったことになっているのはおかしい。実状にあった形で明確に説明すべき』との指摘がありました。

私は、オンブズマン制度を我孫子市で成立させるための運動を2度目の選挙前から頑張っていたものの、『勉強会や議員立法をすべきである』という理想論だけの話に終始してしまい、実体としての条例づくりには、なかなかたどり着けませんでした。

その時、たまたま法律づくりを専門にやっている方と知り合う機会に恵まれ、遅々として進まなかった条例文作成の作業をプロの見地から代わりに作成していただくことになりました。約半年の間、週1回程度集まり、また、電話などで連絡を取り合いながら、共同作業として進めてきたのですが、こちらの力量不足から、お願いした専門家の方にすっかり寄りかかる結果となってしまいました。

上述の事情についての説明をしてこなかったために、勝部が条例文の構想や条例文を作った、という誤解を与えてしまったことを、心より、お詫び申し上げます。